

宝塚市立病院経営強化プラン策定及び敷地調査業務委託仕様書

1 事業目的

超高齢社会の到来により、医療需要に合わせた医療提供体制が必要とされており、また、近隣市における再編・統合により、今後、阪神圏域の医療環境が大きく変化することが見込まれている。本市においても、市立病院の今後のあり方を検討し、令和4年6月に「宝塚市立病院が目指す病院像」をとりまとめた。

今後、持続可能な経営基盤の強化に向けて、「宝塚市立病院が目指す病院像」を基に、総務省から示された「公立病院経営強化ガイドライン」で策定が求められている経営強化プランを令和5年度末までに策定する。

また、敷地調査は、築38年を経過した市立病院の建替えに向けた調査であり、現在地及び移転用地での建替え可能性調査を行い、各候補地について課題等を整理した上で、評価項目に基づく評価を行い、結果をとりまとめる。

敷地調査を踏まえた経営強化プラン策定に当たっては、院内の経営強化プラン策定委員会で議論した内容を市の市立病院改革検討会で協議し、病院事業運営審議会に諮問・答申を行った後に、パブリックコメント手続きを経て決定する。

2 業務内容

(1) 経営強化プラン策定業務

令和2年7月に取りまとめた「宝塚市立病院経営分析報告書」や令和4年6月に策定した「宝塚市立病院が目指す病院像」を参考に策定すること。(市ホームページに掲載済)

ア 経営強化プラン記載事項の検討

- (ア) 外部及び内部環境等を踏まえた分析及び分析結果に基づく提案
- (イ) 各種会議で出された意見の反映
- (ウ) 機能分化・連携強化など記載事項に対する提案
- (エ) 経営強化プラン素案の作成

イ 新病院建設に関する記載事項の検討

新病院建設に係る以下の項目について、敷地調査の結果を踏まえて経営強化プランに盛り込む。

- (ア) 新病院建設の必要性
- (イ) 新病院の整備方針（施設整備、医療機器整備、医療情報システム整備）
- (ウ) 病床規模
- (エ) 建設地の選定
- (オ) 整備手法
- (カ) 概算事業費と収支計画
- (キ) 整備スケジュール
- (ク) 現在地の跡地活用計画

ウ 各種会議の開催支援

- (ア) 議論の進め方に対する提案

- (イ) 資料作成（5回程度を想定）
- (ウ) 各種会議への出席及び資料説明（3回程度を想定）
- エ 成果品のとりまとめ
 - (ア) 経営強化プランの作成

(2) 敷地調査業務

ア 建設候補地に係る評価項目の検討

※評価項目（例）：アクセス・利便性、全体事業費、災害対策、建築条件、開院までに要する期間、建替場所に与える影響、まちづくりの視点での効果等

イ 現地建替え可能性調査

下記の調査項目（例）について、現地建替え可能性調査を行う。

ウ 移転用地可能性調査

下記の調査項目（例）について、移転建替え候補地ごとに移転用地可能性調査を行う。

なお、移転建替え候補地については、本市と協議の上決定する。（4箇所程度を想定）

調査項目（例）	現地建替え可能性調査	移転用地可能性調査
(ア) 移転候補地の検討	—	○
(イ) 実現可能性の検討	○	○
(ウ) 建替え計画（スケジュール）の検討	○	○
(エ) 建築可能な病院の最大規模の検討	○	○
(オ) 建築に係る概算事業費	○	○
(カ) 診療に与える影響（休診、病棟閉鎖等）	○	—
(キ) 現病院敷地の売却可能性の検討	—	○
(ク) 建替場所に係る課題の整理	○	○
(ケ) 建築に係る課題の整理	○	○
(コ) 整備手法の検討	○	○

エ 簡易事業収支の作成

調査項目を考慮した各候補地の簡易事業収支シミュレーションを作成する。

オ 成果品の取りまとめ

アで決定した評価項目について、候補地ごとに評価を行い、メリット・デメリットをとりまとめる。なお、敷地調査案は、令和5年8月末を目途に提出すること。

※ 敷地調査の評価項目及び調査項目は例示したものであり、その他必要な項目は適宜、追加すること。

3 業務委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 提出する成果物

- (1) 経営強化プラン及びその概要版

- (2) 敷地調査結果 50部
- (3) (1) 及び(2)、調査バックデータ 磁氣的記録媒体 3部
- (4) 印刷仕様
仕上がりサイズ等：A4判、両面印刷、カラー
用紙種類、用紙重、用紙厚：指定なし
製本方法：簡易製本
- (5) 作成した成果物の著作権については、宝塚市が所有することとする。

5 納品場所

宝塚市立病院 経営統括部内（宝塚市小浜4丁目5-1）または市が指定する場所

6 委託料の支払い

本業務完了後、一括払い

7 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項並びに解釈に疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。但し、宝塚市から提供可能な資料は無料で貸与または提供する。なお、貸与した資料の複写等については、宝塚市の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、予め宝塚市と調整したスケジュールで行うこと。
- (4) 受託者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、予め宝塚市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (5) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後1年間とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密、個人情報等について、委託期間内及び委託業務完了後において厳格に取り扱うこと。